（変更の届出）

第百二条　［略］

２　［略］

３　第十二条第三項の規定は、法第三十五条の三の二十八第三項において準用する法第三十五条の三の二十四第三項の経済産業省令で定める電磁的記録に準用する。

第三節　指定信用情報機関

第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

（基礎特定信用情報に含まれる事項）

第百十八条　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一～四　［略］

［削る］

五・六　［略］

２・３　［略］

第四章　前払式特定取引

（前払式特定取引契約約款の基準）

第百二十三条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　次の事項が記載されていないこと。

イ　［略］

ロ　契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく及び民法第五百四十八条の四の規定によることなく契約内容の変更（契約金額の引上げを除く。）を行うことができること並びに購入者等の同意を得ることなく契約金額の引上げを行うことができること。

ハ～ト　［略］

四　［略］

２　［略］

第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節　クレジットカード番号等の適切な管理

（大量のクレジットカード番号等を取り扱う者）

第百三十二条の二　法第三十五条の十六第一項第七号の経済産業省令で定める者は、特定のクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者のために、クレジットカード番号等を特定の立替払取次業者に提供（当該立替払取次業者以外の者を通じた当該立替払取次業者への提供を含む。）することを業とする者とする。

（クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置の基準）

第百三十三条　［略］

２～６　［略］

（変更の届出）

第百二条　［略］

２　［略］

［新設］

第三節　指定信用情報機関

第四款　加入包括信用購入あつせん業者及び加入個別信用購入あつせん業者

（基礎特定信用情報に含まれる事項）

第百十八条　法第三十五条の三の五十六第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、購入者等に係る次に掲げる事項とする。

一～四　［略］

五　勤務先の商号又は名称

六・七　［略］

２・３　［略］

第四章　前払式特定取引

（前払式特定取引契約約款の基準）

第百二十三条　法第三十五条の三の六十二において準用する法第十五条第一項第五号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　［略］

三　次の事項が記載されていないこと。

イ　［略］

ロ　契約締結後に前払式特定取引業者が購入者等の同意を得ることなく契約内容の変更又は契約金額の引上げを行うことができること。

ハ～ト　［略］

四　［略］

２　［略］

第六章　クレジットカード番号等の適切な管理等

第一節　クレジットカード番号等の適切な管理

［新設］

［新設］

第百三十三条　［略］

２～６　［略］